

令和5年9月

第5回 つるぎ町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年9月26日（火）午後1時30分

場 所 つるぎ町役場本庁舎 2階委員会室

## 付 議 案 件

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 非農地証明願の審議について

つるぎ町農業委員会会議録（令和5年第5回）							
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場本庁舎 2階委員会室						
開会日時	令和5年 9月26日(火) 午後 1時30分						
閉会日時	令和5年 9月26日(火) 午後 2時01分						

出席及び欠席委員							
職名	氏名	出	欠	職名	氏名	出	欠
会長(10番)	西岡 勝幸	○		委員(6番)	畠中 守	○	
職務代理(13番)	松岡 和夫		○	委員(7番)	小栗 利文	○	
委員(1番)	大西 昭	○		委員(8番)	西岡 等	○	
委員(2番)	坂本 誠治	○		委員(9番)	丸本 昭	○	
委員(3番)	浅川 虎夫	○		委員(11番)	瀧下 浩三	○	
委員(4番)	竹田 豊一	○		委員(12番)	小倉 正		○
委員(5番)	岡本 伸清	○		委員(14番)	伊庭 佳代	○	

議事録署名委員	3番 浅川 虎夫	11番 瀧下 浩三
---------	----------	-----------

職務のため会議に出席した者・職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 古田 貴 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者・職氏名	

付議案件	別紙のとおり
------	--------

【午後 1時30分 閉会】

事務局（古田事務局長）

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、令和5年第5回総会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、これより西岡会長よりご挨拶をいただきました後、つるぎ町農業委員会会議規則第6条により会長が議長を務めることとなっておりますので、議事進行につきましても引き続きよろしくお願ひいたします。

会長（西岡 勝幸）

一言、ご挨拶を申し上げます。

先月までの暑さもすっかり和らぎ、朝夕に肌寒さを段々と感じる今日この頃でありますが、委員の皆様におかれましては、お元気なお姿を拝見できまして一安心しております。

本日の第5回つるぎ町農業委員会総会のご案内を差し上げましたところ、委員の皆さまには、公私共に大変お忙しい中、ご出席を賜り、本会議が開催できます事、厚くお礼申し上げます。

また、先日行いました令和5年度農地パトロールにおきましては、大変お疲れさまでした。

この農地パトロールについては、農地の利用状況調査を兼ねて実施をしておりますので、各地区における遊休農地等が改めて確認されたことと思いま

す。

時が経つとともに、過疎高齢化や担い手不足によりまして、農地の保全が困難になってきている状況ではあります、委員の皆様方には、引き続いて今後も遊休農地等の解消に向けた一層の取り組みをお願いいたします。

それでは、ただ今から令和5年第5回つるぎ町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員14名のうち、半数を超える委員さんの出席をいただいており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、会議は成立しております。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第2」までござります。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、これより着座での進行とさせていただきます。

#### 日程第1 会議録署名委員の指名について

議長（西岡 勝幸）

はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名」についてですが、会議規則第18条の規定により、議長の私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（西岡 勝幸）

異議なしの声がありましたので、会議録署名委員は「議席番号3番 浅川委員」と「議席番号11番 瀧下委員」の両名を指名いたします。  
よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（西岡 勝幸）

続きまして、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の審議をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（古田事務局長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（西岡 勝幸）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、丸本委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

丸本 昭委員

1番の申請について、9月20日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の2ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、高低差のある雑草が繁茂している状態ではありましたが、  
譲受人は土木建設業を営んでおり、自社所有の重機等を使用して草刈りを行  
った後、耕うんし、申請地において藍の作付をする計画とのことです。

●●●●地区における水利調整の取り決めを遵守し、防疫基準に従うと附  
記されています。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお  
一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（西岡 勝幸）

続きまして、2番の申請について、畠中委員さんより調査結果の報告をお  
願いいたします。

畠中 守委員

2番の申請について、9月20日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の9ページの位置図のとおりです。

申請地2筆の現況については、高低差のある雑草が繁茂している状況であ

りました。

譲渡人が前所有者の父より相続しましたが、県外在住ということで、今回の申請地2筆の保全管理をすることが厳しくなったとの事で、苦慮していました。

今般、亡き父の知人である譲受人との間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

権利取得後は、既存で植わっている栗の木の手入れを行いながら、全体的に草刈りを行って、耕うんにより土壤が回復すれば、自家消費の季節野菜の作付を徐々に行う計画です。

今回の申請地については、農地として利用できるには時間と労力はかかるところですが、譲受人は、農地としての現状復旧に努めるということですでの許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（西岡 勝幸）

以上で、事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区の委員さんの報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（西岡 勝幸）

質問、意見ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（西岡 勝幸）

異議なしということですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（西岡 勝幸）

続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」をお諮り致します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（古田事務局長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（西岡 勝幸）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、丸本委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

丸本 昭委員

1番の申請について、9月20日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の17ページの位置図のとおりです。

申請農地については、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●●市で土木建設業を営む会社の代表取締役でかつ会議資料25・26ページにあります●●●プロジェクトの発起人として活動を行っております。

これまでの活動の成果により、国内外から多数の農業参加の問い合わせがあり、その参加者の宿泊施設が不足していることから、プロジェクト関係者より新たな施設建築の要望を受けました。

今回の転用目的である宿泊施設を建築するにあたり、今回の申請地を選んだ理由は、農業後継者がなく今後耕作放棄地となるであろうとの事で譲渡人に同意していただき、双方の間で売買の話が整い、今回の申請があがつたようです。

許可後の転用に係る工事については、掘削後、土砂で盛土による造成を行い、平屋建の宿泊施設1棟の新築を計画しています。

取水はつるぎ町水道への加入により引き込み、汚水・雑排水については、合併処理槽で処理後、町管理である申請地東側の側溝へ排水し、雨水は地下浸透及び同じく東側側溝へ排水します。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っています。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（西岡 勝幸）

続きまして、2番と3番の申請についてですが、借人が同一でありますので、一括して大西委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

大西 昭委員

2番及び3番の申請について、借人が同一でありますので、一括して報告をいたします。

2件の申請について、9月20日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の28ページと47ページの位置図のとおりです。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請農地については、第2種農地に区分されることです。

国土交通省による●●地区防災対策事業が着手されることにより、つるぎ

町が近隣農地を使用貸借契約による一時転用として借り上げ、堤防建設の内水対策工事に伴い、今回の申請地5筆を国道からの乗り入れを可能とするため、嵩上げを行うことにより申請があがったようです。

国土交通省の別事業で発生する残土（不用土）を利用し、つるぎ町が表土の整地を行います。北側と西側に水路を設置し雨水を処理し、国の盛土施工後は、会議資料45ページと65ページにあります「現状回復計画書」のとおり、貸人に農地として戻します。

造成については、つるぎ町の費用で賄うということで会議資料44ページと62ページの予算書のとおりです。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（西岡 勝幸）

続きまして、4番の申請について、坂本委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

坂本 誠治委員

4番の申請について、9月20日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の67ページの位置図のとおりです。

申請農地については、第2種農地と判断しました。

譲受人は、町内で●●●●取扱・●●●●業等を営む会社の代表取締役です。

譲受人は、乾留熱分解油化装置により、環境に負荷をかけない形で廃タイヤを処理し、有効な回収・再利用を行う油化製造事業の新規事業を計画しており、事業を行うにあたり、工場・資材置場、作業者や従業員・来客用駐車場、運搬車輌による搬入出作業スペース、事務所等を新築するため、県道に近く、譲渡人の一人であります所有の宅地と併せて利用することで大変便利であったため、今回の申請を選び、双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

許可後の転用に係る工事については、周囲の土留擁壁等を利用し、山土にて盛土による造成を行い、会議資料77ページの配置図のとおり利用計画をしています。

取水は併せて利用する宅地内の既存の水道を利用し、主に散水用として利用します。排水については、雨水のみであり、浄化槽の設置はなく、自然浸透及びU字溝を経由し、●●●●土地改良区が管理している西側水路へ放流予定です。

管轄する土地改良区より受益地でない旨の証明書も確認済みであります。

資金については、会議資料81・82ページにあります経済産業省の事業再構築補助金のグリーン成長枠（スタンダード）にエントリー申請をしており、今月末に決定通知となる予定です。

決定通知後、資金計画の半額を今回の補助金による自己資金で、残り半分を金融機関の融資による借入金で賄う計画であります。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（西岡 勝幸）

事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区的委員さんの報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（西岡 勝幸）

質問、意見ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」許可することに異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（西岡 勝幸）

異議なしということですので、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可することに決定し、許可相当という意見を県知

事に送付いたします。

## 日程第2 議案第3号 非農地証明願の審議について

議長（西岡 勝幸）

続きまして、「日程第2 議案第3号 非農地証明願の審議について」をお諮りします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（古田事務局長）

議案第3号「非農地証明願の審議について」ご説明いたします。

1件の証明願の申請がありましたのでご説明いたします。

議案書は4ページをお開きください。

会議資料は84ページから93ページまでとなっておりますので順次ご覧ください。

申請地は、「●●字●●171番3、地目は田・面積459m<sup>2</sup>」の1筆です。

申請地は、「●●字●●171番2」の宅地の一部であり、今回の非農地証明願の申請にあたり、その面積分を令和4年8月に分筆しております。

農用地区域外の農地であり、上下水道管が2種以上埋設された沿道であって、おおむね500m以内に2以上の公共施設がある市街化の傾向が著しい区域内の第3種農地に該当します。

会議資料90ページの始末書にもありますとおり、昭和50年の台風5

号・6号により、当時作付していた水稻が水没する被害にあった際に、申請地を宅地の高さまで盛土をし、嵩上げしました。それ以降は、172番2の宅地と併せて一体利用し、現在に至っており、48年が経過しております。

非農地化の確認資料としましては、会議資料93ページの平成3年3月13日撮影の航空写真があり、また会議資料88・89ページの現況写真のとおり非農地化していることも9月20日に担当地区の畠中委員さんと事務局で現地調査を行い確認をしました。

申請地には、当時建築した建工具場のほか増築をした倉庫や車庫等の建物基礎の一部分が建物敷地として架かっており、全体的に非常に堅固な土地がありました。

申請者は、申請地を宅地として利用するには農地転用手続きが必要なことを十分認識していましたが、今後の管理のことを考え、現況に則した地目変更とするため、非農地証明願を申請することとなったようです。

申請地については、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（西岡 勝幸）

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

質問、意見ともにないようですので、これより採決いたします。

議案第3号 非農地証明願の審議について、本案件を非農地と承認することに異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（西岡 勝幸）

異議なしということですので、「日程第2 議案第3号 非農地証明願の審議について」は、本案件を非農地と承認することに決定し、非農地証明書を交付いたします。

議長（西岡 勝幸）

以上で、本日の議案審議は終了しました。

委員の皆さん、ほかに質問、意見はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（西岡 勝幸）

ご意見、ご質問ともないようですので、以上をもちまして、令和5年第5回つるぎ町農業委員会総会を閉会いたします。

長時間、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

【午後 2時01分 閉会】

議長 西岡 勝幸

会議録署名委員 3番 浅川 虎夫

会議録署名委員 11番 瀧下 浩三